

**最新
判決
研究**

相続開始直前に多額増資により取得した株式に係る評価通達6項の適用

東京高裁令和7年6月19日判決（令和7年（行コ）第51号）

東京地裁令和7年1月17日判決（令和4年（行ウ）第100号）

筑波大学名誉教授・弁護士・税理士 **品川芳宣**

一、事実

(1) X₁（甲の長男）～X₇（原告、被控訴人以下「Xら」という。）は、平成25年10月14日（以下「本件相続開始時」という。）死亡した甲の相続人等であるが、甲から相続又は遺贈により取得した株式会社T（以下「T社」という。）の株式（101万7856株、以下「本件株式」という。）を財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）179(3)ただし書に定める方法（以下「併用方式」という。）により1株当たり1853円と評価し、上記相続又は遺贈に係る相続税（以下「本件相続税」という。）を平成26年8月13日に申告（以下「本件各申告」という。）した。次いで、Xらは、平成29年1月19日、本件相続税につき、本件株式の価額を評価通達189-3ただし書の定めにより1株当たり2263円として修正申告（以下「本件各修正申告」という。）をした。しかし、Xらは、平成29年12月8日、本件株式の価額は併用方式により1株当たり1853円であるとする更正の請求（以下「本件各更正の請求」という。）をした。

これに対し、所轄税務署長は、平成30年2月23日、Xらに対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をし、次いで、同年9月7日、評価通達6を適用し、本件株式の価額を評価通達185が定める純資産価額で評価して1株当たり3443円とする更正（以下「本件各更正」という。）等をした。Xらは、本件各更正等を不服として、令和4年2月28日、国（被告、控訴人）に対し、当該処分の取消しを求めて、本訴を提起した。そし

て、一審判決においてXらが勝訴したため、国が原判決の取消しを求めて控訴した。

(2) T社は、本件相続開始当時、投資業、有価証券の保有等を目的としていたが、平成25年7月、S証券会社の説明に基づき、平成25年8月9日、臨時株主総会を開催し、次のことを決議（以下「本件決議」という。）した。

- ① 平成25年9月30日に普通株式1株につき40円（総額1836万円）を配当（以下「本件配当」という。）すること。
- ② 普通株式90万5440株を発行（以下「本件新株発行」という。）することとし、払込金額を36億2万円余（1株当たり3976円）、払込期日を平成25年8月9日、引受人を全額甲とすること。

甲は、平成25年4月18日から同年5月9日までの間、所有していた上場株式を売却し、当該売却代金37億5529万円余を同人の普通預金口座に入金していたが、同年8月9日、本件新株発行に係る株式を引き受け（以下「本件出資」という。）、当該金額を払い込んだ。

そして、T社は、平成24年9月期末において、帳簿価額13億2347万円余の投資有価証券を有し、貸借対照表における資産合計14億8405万円余の約89.2%を投資有価証券が占めていたが、本件出資後の平成25年9月期末においては、貸借対照表における資産合計50億401万円余のうち、上記投資有価証券の占める割合は約26.1%となった。